


様式第9号

令和2年3月31日

佐倉市議会議長 石渡康郎 様

議員名 高橋とみお 

議員に対する政務活動費の収支報告について

佐倉市議会政務活動費の交付に関する条例第12条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。



別紙 1

政務活動費収支報告書

議員名 高橋とみお

1 収入

(単位：円)

| 科 目       | 金 額      | 備 考 |
|-----------|----------|-----|
| 政 務 活 動 費 | 440,000円 |     |
| 預 金 利 子 等 | 0円       |     |
| 合 計       | 440,000円 |     |

2 支出

(単位：円)

| 科 目             | 金 額      | 備 考             |
|-----------------|----------|-----------------|
| 調 査 研 究 費       |          |                 |
| 研 修 費           |          |                 |
| 広 報 費           | 480,000円 | 議会報告書印刷 15,000部 |
| 広 聴 費           |          |                 |
| 要 請 ・ 陳 情 活 動 費 |          |                 |
| 会 議 費           |          |                 |
| 資 料 作 成 費       |          |                 |
| 資 料 購 入 費       |          |                 |
| 人 件 費           |          |                 |
| 事 務 所 費         |          |                 |
| 事 務 費           |          |                 |
| 合 計             | 480,000円 |                 |

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 0 円

※添付書類 領収書等

政務活動費事業実績書

議員名 高橋 七子

| 事業名          | 月日    | 実績              |
|--------------|-------|-----------------|
| 議会報告書<br>印刷代 | 3月12日 | 議会報告書印刷 15,000部 |

会派名または議員名: 高橋とみ子

使途項目別支出内訳表

| 項目名  | 広報 費    |         |          |      |    |
|------|---------|---------|----------|------|----|
| 支出日  | 支出内容    |         | 支出額(円)   | 整理番号 | 備考 |
| 5/12 | 議会報告書印刷 | 15,000部 | 480,000円 | 1    |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
|      |         |         |          |      |    |
| 合計   |         |         | 480,000  |      |    |

整理番号

1

### 【領収書等貼付用紙】

代表者印  
(会派交付の場合)

会派名または議員名: 高橋 とみお

|                                |                                |   |                               |                                  |                              |
|--------------------------------|--------------------------------|---|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 調査研究費 | <input type="checkbox"/> 研修費   | <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 | <input type="checkbox"/> 広聴費  | <input type="checkbox"/> 要請陳情活動費 | <input type="checkbox"/> 会議費 |
| <input type="checkbox"/> 資料作成費 | <input type="checkbox"/> 資料購入費 | <input type="checkbox"/> 人件費            | <input type="checkbox"/> 事務所費 | <input type="checkbox"/> 事務費     |                              |

## 領 収 証

No 041449

高橋 とみお 様

2020年3月2日

|      |  |   |   |   |     |
|------|--|---|---|---|-----|
| 受取金額 |  | 千 | 百 | 十 | 円   |
|      |  | 4 | 8 | 0 | 000 |

但 議会報告書印刷代  
上記の金額正に領収致しました

|     |       |          |
|-----|-------|----------|
| 内 訳 | 現金小切手 |          |
|     | 手形通   |          |
|     | クレジット | ¥480,000 |
|     | 相殺    |          |



株式会社

名古屋 〒452-0834 名古屋市中区本町三丁目3番地  
 本社 ☎(052)221-1111 3(代)  
 東京 〒102-0072 東京都千代田区錦糸3丁目1番1号  
 本社 ☎(03)5561-4141 41  
 大阪 〒537-0003 大阪市東淀川区西中島2丁目2番3号  
 支社 ☎(06)6641-1115 15  
 北陸 〒910-0021 福井県福井市本町1丁目17番  
 営業所 ☎(0776)22-5588 17

扱 者

扱者の印なきものは無効

御中

高橋とみお 様

令和2年3月12日



名古屋市西区木前町35番地  
 (株)アール印刷通販事業課  
 TEL 0120-4116-27  
 URL http://www.ryoan.net

担当者 [REDACTED]

御見積書

|    |                          |       |     |    |          |
|----|--------------------------|-------|-----|----|----------|
| 品名 | A4中綴じ冊子32P・コート90kg 両面モノカ |       |     | 数量 | 15,000 部 |
| 規格 | A4(297*210)              | 製本32P | 1/1 | 総額 | ¥442,000 |

| プリプレス | 内 容 |  | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|-------|-----|--|-----|-----|-----|
|       |     |  |     |     |     |

| 用紙 | 銘柄           | 連量   | 連数     | 単位 | 単価 | 金額 |
|----|--------------|------|--------|----|----|----|
|    | A2コート(A巻・横目) | 57.5 | 39,000 | R  |    |    |

| 刷版 | 種別     | 色数    | 差表 | 差裏 | セット数 | 版数 | 台数 | 単価 | 金額 |
|----|--------|-------|----|----|------|----|----|----|----|
|    | オフリンA機 | 1 / 1 |    |    | 1    | 4  | 2  |    |    |

| 印刷 | 種別         | 通し数    | 色数    | 台数 | 単価 | 金額 |
|----|------------|--------|-------|----|----|----|
|    | オフリンA機 16P | 15,000 | 1 / 1 | 2  |    |    |

| 製本・加工      | 仕様           | 数量     | 単価 | 金額 |
|------------|--------------|--------|----|----|
|            | 製本 中綴(16P*2) | 15,000 |    |    |
| 荷造運賃 ダンボール | 150          |        |    |    |

| 発送     | 納品先    | 数量    | 重量  | 金額 |
|--------|--------|-------|-----|----|
|        | 千葉県内納品 | 2,600 | 299 |    |
| 千葉県内納品 | 12,400 | 1,426 |     |    |

見積書有効期限は提出後一ヶ月とさせていただきます。  
 不明な点ございましたらご連絡をおねがいたします。

注意事項：輪転（オフリン）印刷の場合、インキを強制乾燥させる影響で、折加工において折り目に用紙の割れ、裂けが発生するリスクがあります。また、製品には用紙のひじわ（ちりめん状のシワ）、用紙の伸縮が発生しますので、ご了承下さい。

|        |          |
|--------|----------|
| 小計     | ¥442,000 |
| 総額     | ¥442,000 |
| (消費税)  | ¥44,200  |
| (税込総額) | ¥486,200 |

| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●完全アール御支給。●輪転機での印刷です。</li> <li>・包装形態は適量770包装/箱入れです。</li> <li>・製品2,600部:JITBOX便での出荷想定。</li> <li>・製品12,400部:チャーター便での出荷想定。</li> </ul> |
|----|---|
|----|---|

お買上げ明細書 (納品書) 管理No. [REDACTED]

〒285-0825  
千葉県佐倉市江原台  
2-17-18-202

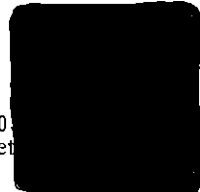
高橋 とみお 様



このたびはお買上げいただきありがとうございます。  
下記の内容にて納品させていただきます。  
ご確認いただきますよう、お願いいたします。

印刷通販「良安(リョウアン)・ RYOAN」  
<https://www.ryoan.net/>

株式会社 アイカ  
〒452-0834  
愛知県名古屋市中区木前町  
35番地  
TEL:052-501-4116 FAX:052-501-4117  
Email:ryoan\_shop@ryoan.net



総合計金額 **480,000 円**

お買上げ明細

[ご注文日] 2020/03/12

[注文番号] [REDACTED]

[出荷元] 〒285-0825  
千葉県佐倉市江原台  
2-17-18-202  
高橋 とみお 様

[お届け先] 次項記載(複数配送)

| 商品名 / 商品コード / [規格] | 数量 | 単価       | 金額           |
|--------------------|----|----------|--------------|
| 佐倉市議会報告_高橋とみお / /  | 1  | 442,000円 | 442,000円     |
|                    |    | 商品合計     | 442,000円     |
|                    |    | 消費税(10%) | 44,200円      |
|                    |    | 送料       | 0円           |
|                    |    | 税込合計     | 486,200円     |
|                    |    | 値引き      | -6,200円      |
|                    |    | 請求金額     | 480,000円     |
|                    |    | 利用ポイント   | 6,200pt      |
|                    |    | 加算ポイント   | [REDACTED]pt |
|                    |    | 所有ポイント   | [REDACTED]pt |

<備考>

| 商品名 / 商品コード / [規格] (個数番号/個数) |   |          |
|------------------------------|---|----------|
| お届け先名                        | お届け先住所  | 配送部数     |
| 佐倉市議会報告_高橋とみお / / ( 1 )      |   |          |
| 高橋とみお様                       | 〒 285 -0825<br>千葉県佐倉市江原台<br>2-17-18-202         | 2,600 部  |
| 読売IS<br>市川センターA 御中           | 〒 270 -0127<br>千葉県市川市塩浜1-7-2<br>プロロジスパーク市川1東棟5F | 12,400 部 |



令和元年度  
佐倉市議会

議会報告書

就任初年度議員の議会報告

佐倉市議会議員  
高橋 とみお

## 令和元年度 佐倉市議会 議会報告書 高橋とみお

|  |    |
|--|----|
| はじめに：市議会議員からみた「3つの相手先」 .....                               | 2  |
| ◆市議会議員からみた「3つの相手先」 .....                                   | 2  |
| ◆市民と議員について .....   | 2  |
| ◆行政と議員について .....   | 3  |
| ◆議員と議員の関係性について .....                                       | 4  |
| ◆目線の先にあるべきもの .....   | 4  |
| <br>   |    |
| 「印象に残った」否決議案とその背景について .....                                | 6  |
| ◆市長提案の議案はほぼすべてが可決される .....                                 | 6  |
| ◆否決が多い「市民からのお願い（請願）」や「議員提出議案」 .....                        | 6  |
| ◆28人中「18人」の統一行動 .....                                      | 7  |
| <br>   |    |
| 佐倉市横断歩道安全決議の否決 .....                                       | 9  |
| <br>   |    |
| 「東邦佐倉病院の送迎バス運行廃止予定」についてその理由や状況を市民に説明する等を佐倉市に求める請願の否決 ..... | 11 |
| <br>   |    |
| 「土砂災害警戒区域」の指定率引き上げ等を求める意見書の否決 .....                        | 14 |
| <br>   |    |
| 佐倉市の職員人件費について .....  | 16 |
| ◆公務員制度の「大きな議論」と地方公務員の賃金 .....                              | 16 |
| ◆地方公務員の賃金に関する議論で整理すべきこと .....                              | 17 |
| ◆給料や給与の平均を比較するという誤謬 .....                                  | 19 |
| ◆「給料水準の格差」をみるために使える公的計算結果 .....                            | 20 |
| ◆財政状況 .....  | 22 |
| ◆人口と職員数の比率 .....   | 23 |
| ◆面積や市民の平均年齢などの評価軸 .....                                    | 24 |
| ◆結論 .....  | 25 |
| <br>   |    |
| おわりに .....   | 27 |
| ◆避難所強靱化策：備えの拡充 .....                                       | 27 |
| ◆佐倉市の強みを活かした提案：「金メダルジョギングロードを走ろう！」 .....                   | 28 |
| ◆災害強靱化策：青少年体育館の耐震構造 .....                                  | 28 |
| ◆達成できていないこと .....  | 28 |
| ◆そんなわけで、議会報告会を実施します .....                                  | 29 |

## はじめに：市議会議員からみた「3つの相手先」

市議会議員になって、ほぼ一年が経過しました。

この一年で、主にインターネットや議会報告会を通じて、市政や議会について報告をしてまいりました。本レポートは、令和元年度私が議会初年度の活動を通じて考えたこと、感じたことを中心にまとめています。

そのうちの一つに、市議会議員という仕事を遂行するにあたっての「相手先」に関する特殊性があります。

冒頭、そのあたりについて申し述べたいと思います。

### ◆市議会議員からみた「3つの相手先」

ビジネスパーソンとして働いていると、「相手先」といえば「お客様」です。「提携会社」は、ビジネスを前に進める「パートナー」であって、原則は同じ方向を向いて仕事することが求められるため、外側の機関でありつつ「同僚」に近い存在です。その意味で、「相手先」という言葉はなじまない気がします。

他方、市議会議員は、「市民」と「行政」と「他の議員」という、3つの相手先を持つ仕事のように感じられます。

### ◆市民と議員について

「市民」に対する市議会議員の仕事は、「行政をよりよくすることで、住みよい佐倉市を実現する」という大枠があります。そのために行う実務は、「声を聞き、政策を実現し、結果を報告すること」となります。その意味で、市議会議員にとっての「市民」は、ビジネスパーソンにとっての「お客様」に一番近い存在といえます。

しかし、ここで課題となるのが、「市民」と「議会」との関係性の薄さです。

この文章を読んでくださっている方は、議員が書いた長い文章を確認されているという意味で、間違いなく議会に対して関心のある方ですので、この指摘はあたらないかもしれません。

他方、選挙の投票率が50%を下回り、市民からの議会への関心も低い状況が続けば、一般論として、「情報発信しなくても、選挙でがんばれば何とかなるな」という気持ちになります。50%以上の市民が議会に関心がないのであれば、自分の支援者と仲良くしてさえいれば、選挙で勝負できる票数が確保できるからです。

情報発信は一步間違えれば全てを失いかねない危険な行為である上、発信しなければならない情報とは「議員間で意見が割れ、議論になっている」ポイントであるため、危険度はより増します。その意味で、議員は申し合わせこそありませんが、共同正犯的に情報発信をしなくなる。結果、議員が市民に対して発信する情報は、「そりゃ当たり前だよな」的な一般論、あまりに要約されすぎていて何を言っているのかわからないコメント、今日のランチ情報、などになる場合が多い。もちろん、しっかり情報発信をしている議員もおられますが、自戒の意味も含め、議員である以上「そちら側の陥穽」に落ち込まないよう気を付ける必要があります。

#### ◆行政と議員について

「行政」は、議員にとっては「チェックする先」です。この関係性における議員は、会社に対する「外部の監査法人」や「コンサルタント」に近い存在と言えそうです。しかし、実際の業務を通じて感じるのは、そういったストレートにしてビジネスライクな関係性ともいえない、良くも悪くもウェットな部分がある、という点です。

そう感じる原因の一つに、議員の仕事が単に「監視・監査をすればよい」というものでも、「業務提案をすればよい」というものでもないことが上げられるでしょう。

議員は、原則的には市民の負託を背景に、自分の思い描く佐倉市の将来像に向かって、行政に指摘や提案をし、議案に対する賛否を表明します。その将来像を実現させるためには、行政の協力が不可欠です。そのような意味で、日々行政の担当者とやりとりをし、関係性を構築していきます。何かが達成できたらお互い喜びあうこともあります。さらに、カウンターパートとなる相手は行政に長く携わっており、知識も豊富なプロたちです。そのため、彼らに対して何等か指摘するような場合、そのポイントについては必死に勉強し理論武装しますが、それでも彼らに教わることは多くあります。

そのようなやりとりを重ね、関係性が出来上がってしまうと、例えば「これは指摘しなければ」というような何かが発生したとき、「あの人には言いづらい」という迷いが、議員にも生じることがあります。

しかしそのような振る舞いを一旦自分に許してしまうと、議員としての本来の仕事をしなくなります。その結果、気持ちの優しい議員は行政と「仲良く、つつがなく」という方向に動き、そうでない議員は、ひたすら自分の議会内での権力を強固にするような「政治」に終始する。この二つは、一見まったく違うもののように見えますが、原因は「議員本来の仕事をおろそかにした結果、市民に対する報告義務を怠らざるをえなくなること」から生じる態度です。

### ◆議員と議員の関係性について

そのような「馴れ合い」に落ちてしまうケースは、議員同士の関係性においても言えます。

議員というのは、選挙を軸に考えると、一人一人が敵同士です。しかし、いったん選挙が終わったら、それぞれの思いやベクトルに違いはあるものの、「佐倉市を良くしたい」という一点においては意識を共有しています。

そんなわけで、議員同士で「まったく目も合わさない」という相手は、いなくはないですが減多にいません。それどころか、新任であるうちは、経験豊富な議員の方からいろいろな助言をいただくことも多くありますし、会派を超えて相談することもあります。

さらに、ご迷惑になってしまうかもしれないので詳細は伏せますが、ゴミ問題について私が議会で一般質問した後、私が指摘をした不法投棄で荒れた場所を、某会派代表から、一緒に掃除しましょうとありがたい申し出をいただいたこともありました。

このように、議員の中には人間的に尊敬できる方々もたくさんおられるのは事実です。しかし、いったん市政のことになった場合、意見が違えば納得できるまで議論をし、議案の結果については、忖度なく自分の言葉で市民に結果報告する義務を負っている。

それが今後の市政に役立つと確信があれば、自分がお世話になった議員に対しても、反論の矛先を向ける必要があります。当たり前ですが、それが市議会議員の仕事だからです。

### ◆目線の先にあるべきもの

以上のような関係性の中で、議員は自分の意見や賛否理由について、様々な関係性に配慮することで、いつの間にか「差し控える」方向に流れていきます。

私は、議会で意見が分かれている案件で、市民生活に重要な影響があるものについては、

議会、インターネット、市政報告会を通じてそのすべてに賛否の理由を述べてきたつもりです。

仮に、私の意見に「なるほど」と思っていたら、大変うれしく思います。私の意見が間違っていると感じたら、それは「選挙民としての議員の評価」に資する情報発信だったという意味で、やはり意味のあるものだったこととなります。

市議会議員とは、つまるところ市政における市民の納得感を醸成する装置であるべき存在です。その意味で、しっかりした「情報発信」をしない限り、市民にとって市議会議員は「なんとなく胡散臭い存在」であり続けることとなります。

今回の冊子は、この一年を通じて、特に印象に残った案件を中心に書いてみました。興味がある記事があればぜひご一読ください。

令和二年 三月吉日  
佐倉市議会議員 高橋 とみお

## 「印象に残った」 否決議案とその背景について

この章では、この一年を通じて私が特に印象に残った否決議案について紹介いたします。私のその他個別議案に関する賛否や意見の詳細は、紙面の都合上お手数ですがインターネットにてご確認ください。

高橋とみお公式サイト：<http://sakura-tomio.com/>

### ◆市長提案の議案はほぼすべてが可決される

ご存知の方も多いかと思いますが、地方議会において、市長から提出される議案の可決率は、特殊事情がない限りは「ほぼ100%」です。

これもご案内のとおり、行政の事業の「やる or やらない」を最終決定する機関が議会です。そのため、提出される議案すべてに佐倉市議会が「No」と言えば、佐倉市の事業の一切はストップしてしまいます。

しかし、市長が提出する議案は、市役所内の担当部署が練り上げ、幾多の稟議により仔細に検討されたうえで提出されるものですので、その全てが実施可能な完成度で議会に提出されます。

議会と市長が対立しているときには、市民からすれば「これは実施するべきでは？」と思うような議案ですら、議会は「No」を突きつけますが、佐倉市における現市長と議会は少なくとも「対立関係」にはないため、基本的には「Yes」ということで可決されることになります。

かつて私は、議会には「市長派」も「反市長派」もあってはならない。市長と議会は「牽制関係」となっているのがあるべき姿である、という趣旨の論考を公開しておりますが、その思いは今でも変わっておりません。その意味で、今の佐倉市議会がそうになっているか、という議論もありますが、軸がぶれるのでその点については、今回は差し控えます。

### ◆否決が多い「市民からのお願い（請願）」や「議員提出議案」

さて、「市長が提出する議案」のほとんどが可決される、という点については先のとおりですが、市民から議会への「お願い」である「請願」や、議員が議会に提出する「議員提出議案」についてはそうはいきません。

ちなみに、私が議員になって約1年、議会の多数派である「さくら会」、「公明党」、「自由民主さくら」、無党派議員の一人の、合計18名で構成されるメンバー以外の議員から議会に提出された議案は、そのすべてが「否決」されています。つまり、100%の否決率、という状況です。

### ◆28人中「18人」の統一行動

現在、佐倉市議会議員は総勢28名です。その中であって、先の多数派の議員18名における議会での賛否行動は、すべて一致しています。

議員は、選挙の折は市民により「名前」を書いていただき投票され、議員となります。「党派名」で投票されることはありません。

その投票結果こそ、議員が市民の代表であることの証であり、その議員が投じる議案賛否の一票は、まさに「市民の付託」を負っている極めて重い一票です。

その意味で、私は「誰があげた議案か」を、賛否の判断材料にはしません。あくまで、議案の内容に対する「是々非々」の一票であり、その判断基準は「総合的に考えて、市民のためになるかどうか」の一点です。もちろん、その判断は予算度外視で何でもかんでも「市民のため」というものではなく、その内容や背景を精査したうえで票を投じます。

しかし、いくら考えたところで、市民全員が納得できる判断ができるわけではありません。だからこそ、議員間で意見が割れた議案については、「なぜ自分はこれに賛成（反対）」したのか、という点を議会で討論し、インターネットで公開し、議会報告会で資料を用いて説明しています。

さて、これから紹介する3つの議案はどれも先の「さくら会」、「公明党」、「自由民主さくら」、無党派議員1名の合計18名（委員会審議は当該18名のうち当該委員会に所属する議員4名）により否決された議案です。紙面の都合上3つの議案を紹介しますが、これ以外にも「印象に残った否決議案」は多々ございます。

もちろん、否決すること自体に問題があるわけではありません。しかし、まさに「議員によって賛否が分かれ」、「市民生活に重要な影響がある可能性のある」議案については、賛否理由をしっかりと表明する義務がございます。その義務を果たしているかどうか、ぜひ市民の皆さまもご確認いただければ幸いです。



なお補足ですが、このように書くと、私は左派議員と思われるかもしれませんが、思想的背景はそうではありません。私は党綱領で「生産手段の社会化」や「自衛隊の解消」をうたう共産党にはまったく共感しません。また、どの地方議会でも左派勢力とみなされている「市民ネットワーク」とも、思想がらみの議案については、私の主張は議会内で鋭く対立します。端的に言えば、イデオロギーの根本のところでは相いれないのです。

さらに、市政に関する立場でも、例えば施設運用等における民間活用に消極的で、市役所職員を増やす方向を志向する彼らの考えには、財政的観点から反対です。後段でも詳しく述べますが、今後税収減が避けられない佐倉市において、職員増といった贅沢はできません。もし、彼らの言う「市役所の職員増」や、リミッターを解除してしまっているかのような「福祉の際限ない充実」を求めるのであれば、その大きな財源は現状の何を削って捻出するのかを、しっかり表明する必要があると考えます。

しかし、市議会議員ならばそういったイデオロギーや「大きな議論での立場の違い」とは関係なく、すべての議案に対してその内容をもって賛否を表明すべきなのは、論を待たないところだと考えます。

## 佐倉市横断歩道安全決議の否決

|                 |   |
|-----------------|---|
| 決議案提出議員         | 高橋とみお議員（提出議員）<br>五十嵐智美議員<br>萩原陽子議員<br>藤崎良次議員<br>木崎俊行議員                          |
| 提出議会            | 2019年11月定例会   |
| 決議案名            | 佐倉市の横断歩道における安全・安心を実現する決議（案）   |
| 議決結果            | <u>否決</u>   |
| 反対議員<br>合計 18 名 | さくら会会派全員、公明党会派全員、自由民主さくら会派全員、<br>無会派議員 1 名                                      |
| 賛成議員<br>合計 10 名 | 市民ネットワーク会派全員、市民オンブズマンひまわり会会派全<br>員、日本共産党会派全員、無会派：玉城清剛議員<br>無会派：稲田敏昭議員、無会派：高橋とみお |

横断歩道で、車が止まりません。

ご存知のとおり、日本では道交法 38 条にて「歩行者がいる横断歩道」では自動車は停車し  
なければならない、とされています。

しかし、佐倉市においても、横断歩道で人が待っていても車は止まりません。先日視察し  
た保育園児を対象とした交通安全教室でも、「横断歩道では車は止まらないもの」と教えて  
いました。実際、小学校に上がりたての子どもが、横断歩道だからというだけで道に飛び  
出し、命を落とすケースが多いそうです。

お読みの方の中には、耳の痛い人もおられるかと思いますが、これは法律である以上守る  
必要があります。

「車の流れもあるし・・・」というご意見も聞いたことがありますが、先進国でこれだけ  
「車が止まらない横断歩道」を野放しにしているのは、調べた限り日本しかありません。  
他国でできて、日本でできないほど日本の「車の流れ」が特徴的だとは思えません。ドラ  
イバーとして意識していれば、人が立っていれば自然に減速し、停車できるはずです。

私の中国人の知り合いが日本に来た折も、小さな娘に対して「日本は横断歩道で車が止ま

らないから気を付けなさい]と注意したそうです。

これから、東京 2020 を皮切りに、佐倉市にも海外からの観光客が多数訪れます。そんな中、「横断歩道における民度の低さ」をさらすのは、佐倉市民として恥ずかしいことです。

そこで、以下の3点について、佐倉市議会として「決議」をするように私が提出した決議案の骨格にあたる部分が

- 1.歩行者のいる横断歩道における、車の一時停止に関する啓発活動の実施
- 2.歩行者のいる横断歩道における、車の一時停止の徹底に関する、市による施策の実施
- 3.経年等により見えにくくなった横断歩道の確認と、関係機関等への整備等措置の要請

の3点です。

工夫次第ではほとんど予算をかけることなく、市民の命や交通マナーを守ることができるおだやかな内容にしました。

学校の行き帰りを見守っておられるたくさんのボランティアの方々からも、足を痛めて通院している地元の高齢者の方からもご意見をうかがい、「この決議が通った助かります！」というところまで練り上げました。

これが可決されれば、上記箇条書き3点を基軸とした実効性のある施策をしっかり打っていく一定の必要性が、行政に生じることになります。横断歩道安全決議は、他の市議会では議決されたことがなく、佐倉市議会でも可決されれば全国の市町村に広がる可能性のある画期的な決議案だったと考えます。

さて、本決議案は18名の議員の反対により否決されました。残念でなりません。

## 「東邦佐倉病院の送迎バス運行廃止予定」についてその理由や状況を市民に説明する等を佐倉市に求める請願の否決

|                     |  |
|---------------------|--|
| 紹介議員                | 木崎俊行議員<br>萩原陽子議員<br>稲田敏昭議員<br>五十嵐智美議員<br>高橋とみお議員         |
| 提出議会                | 2020年 2月定例会 総務常任委員会                                      |
| 請願名                 | 「東邦佐倉病院の送迎バス運行廃止予定」を放置せず、市として公的立場の対処を求める請願               |
| 議決結果<br>(総務常任委員会7名) | 否決<br>※委員賛否同数につき、佐倉市議会委員会条例第17条に基づき、総務常任委員会委員長の反対決裁により否決 |
| 反対議員<br>合計4名        | さくら会(決裁者である委員長あわせ)2名、公明党1名、自由民主さくら1名                     |
| 賛成議員<br>合計3名        | 市民ネットワーク1名、日本共産党1名、市民オンブズマンひまわり会1名                       |

本年1月初旬、ユーカリが丘駅南口の東邦佐倉病院送迎バス発着場に、「無料送迎バスの運行が廃止され、有料民間バス路線が運行する予定である」との看板が掲示されたそうです。請願提出者によれば、このような状況はまさに「寝耳に水」だったそうで、これは困った、ということになった。

そのような状況を受けて、この請願の骨子は、これまで東邦佐倉病院に通院される方にとって便利だった無料送迎バスが突然廃止され、民間の有料バスになってしまうと、往復400円程度の出費が負担となるため、せめて以下二つの件を行政にお願いしたい、とするものです。

1. 東邦佐倉病院の無料送迎バス運行廃止予定について、同病院とその理由や状況を懇談し、市民へ説明できるようにすること
2. 無料送迎バス存続のために市がなし得る財政的支出等の検討をすること

「1.」については、佐倉市と東邦佐倉病院との間で結ばれている「佐倉市と学校法人東邦大

学との連携・協力に関する基本協定書」の目的（第1条）という裏付けもあること、また「2.」についても、願いの向きは「財政的支出等の検討をすること」であり、「財政的支出をすること」を求めたものではありません。

つまり、行政が間に入って市民に説明することと、財政支出を検討すること、に関する請願であり、私はもっともなお願いだと感じました。

もちろん、これまで東邦佐倉病院が無料送迎バスを運行していたのは、同病院の厚意であって義務ではありません。病院経営が厳しいのであれば、廃止はやむを得ないことかもしれません。さらに、佐倉市の市民病院は聖隷佐倉病院など他にもあるため、公平性の観点から行政としても慎重になるのは承知しています。

しかし、同病院と佐倉市との間で結ばれた協定書の裏付けがあることもあるので、多数の市民が困っているのであれば、せめて市が間に入って情報を整理して、市民に説明することは必要だと考えました。また、財政措置についても、仮に公平性や佐倉市の財政状況等の観点から財政措置はできない、という結論になったとしても、それは市の決定ということで一定の納得感が得られます。これはいずれの結果になったとしても、同病院以外の市内他病院に通院する市民にとっても、一定の「市のスタンス」を示すことができる、という意味でとてもよい機会と考えました。以上から、共産党からのすすめに応じて市民の方から無会派議員の控え室でお話を聞いた上で、本請願の紹介議員の一人として名を連ねました。

反対議員からは、「公平性の観点から本請願には賛成できない」という意見が出ましたが、そもそも同請願では「財政的支出の検討」を要望しているため、公平性の議論が出るのは検討の折であって検討する前ではないので、指摘はあたりません。もしそれを理由にするのだとしたら「公平性の観点から、市は財政的支出を検討する必要はないものと考え、賛成できない」とすべきですが、市が検討する必要すらないほどに突飛な要望とはどうしても思えません。こういうことは、できる限り納得できるよう、検討内容を含めた情報開示をするほうが、市と市民との信頼関係を構築できると考えます。

また、「もともと無料送迎バスは病院関係者のためのもので、通院者の搭乗は病院側の厚意であったため、廃止について一般の通院者に説明をする必要はない」という意見も出ましたが、実際に困っている通院者がおり、納得できる理由を求めているのであれば、本来の用途はどうあれ行政が間に入って情報を整理し公表することは、それほど無理なお願いには思いませんでした。まして、協定書の裏付けもあるわけですし、当該病院とも、無料送

迎バスが無くなった後の民間バス会社とも付き合いがあり、いずれの事業者からも一定の誠意ある回答を引き出せるのは、ほかならぬ佐倉市であるはずなのです。

さて、本請願は委員長を含む上記 4 名の議員の反対により、総務常任委員会にて否決されました。残念でなりません。

本原稿を執筆している今、3月24日に開催される本会議最終日の採決結果は出ていません。皆さまのお手元に本冊子が届くころには以下のサイトで確認できますので、ぜひ本会議での採決結果もあわせてご覧ください。

[http://sakurashigikai.gijiroku.com/voices/g07\\_Congress.asp?Y1=2020](http://sakurashigikai.gijiroku.com/voices/g07_Congress.asp?Y1=2020)



## 「土砂災害警戒区域」の指定率引き上げ等を求める意見書の否決

|                |   |
|----------------|---|
| 意見書案提出者        | 木崎俊行議員（提出議員）<br>五十嵐智美議員<br>藤崎良次議員<br>萩原陽子議員<br>稲田敏昭議員<br>玉城清剛議員<br>高橋とみお議員      |
| 提出議会           | 2019年 11月定例会  |
| 意見書名           | 「土砂災害警戒区域」の指定率引き上げと急傾斜地崩壊対策事業に係る予算を増額するよう求める意見書                                 |
| 議決結果           | 否決  |
| 反対議員<br>合計 18名 | さくら会会派全員、公明党会派全員、自由民主さくら会派全員、<br>無会派議員 1名                                       |
| 賛成議員<br>合計 10名 | 市民ネットワーク会派全員、市民オンブズマンひまわり会会派全<br>員、日本共産党会派全員、無会派：玉城清剛議員<br>無会派：稲田敏昭議員、無会派：高橋とみお |

2019年の台風で、佐倉市では水害や土砂災害により、甚大な被害が出ました。また県内では、千葉市緑区誉田町など3箇所で、土砂崩れにより合計4名が死亡する痛ましい事故が発生しましたが、そのすべての箇所は「土砂災害警戒区域」に指定されていませんでした。

都道府県が土砂災害の危険性があると判断した地域のうち、当該地域が「土砂災害警戒区域」に指定されている割合は、千葉県では約36%であり、全国平均約88%を大きく下回る全国最下位です。昨年10月、このような残念な千葉県の状況が一斉に報道されたことは、記憶に新しいところです。

今回の台風は、地球温暖化による気候変動を原因としている可能性も示唆されており、今後も災害の多発を想定しなければなりません。また、手をこまねいては、里山や崖地が多い佐倉市でも大きな事故が発生しかねません。

よって、千葉県に対して、「土砂災害警戒区域」の指定に向けた予算を増額するとともに、「基礎調査」を早期に完了させ、「土砂災害警戒区域」の指定率を引き上げる等の対策を講ず

るべきであるとする本意見書に、私は賛同し提出者に名を連ねました。

本意見書は、日本共産党の木崎議員が提出したものです。意見書の趣旨、内容に、反対する要素はありませんでした。このように、自分の目が行き届かなかったポイントで、しっかり手を打ってきている議員提出議案（この場合意見書）を見ると、もっと勉強しなくてはとは思いますが、「ただ共産党が提出した議案だから反対してやれ！」などという気にはまったくなりません。

本意見書は、可決されれば千葉県知事に届けられます。千葉県の市町村議会は、このような状況を放置し続けた千葉県知事にしっかりプレッシャーをかける必要があると考えました。

さて、本意見書は18名の議員の反対により否決されました。残念でなりません。



## 佐倉市の職員人件費について

本件は、先の 18 名の議員に否決された件ではなく、議員間の意見の相違に関する議論です。

藤崎議員が、チラシで「佐倉市の職員人件費は高い」と書き、3月の議会の一般質問でもその論旨で質問しました。

結論から言うと、佐倉市の職員人件費は、議論の余地はあるものの、現時点では適正と考えます。また、私がそのように考える前提と根拠について説明いたします。

加えて、藤崎議員が「佐倉市の職員人件費は高い」としている根拠に用いている数字は、前提として不適切である、という点について指摘いたします。

### ◆公務員制度の「大きな議論」と地方公務員の賃金

まず、この紙面での議論の前提からお話します。

国、地方によらず、公務員制度については議論すべき点は多くあります。  
大きな議論としては

- ・ IT化が進み、税収の減少が避けられない社会における公務員の「数」の議論
- ・ 年功序列式昇進制度で硬直化しているとされる公務員の「人事制度」の議論
- ・ 「減点主義評価制度」により「やる気を削ぐ」とされる公務員の「評価制度」の議論
- ・ クビになりづらい公務員の「身分保障」の議論

これらの中に

- ・ 公務員の「賃金」に関する議論

は位置づけられます。

さて、地方議員からみた公務員の「賃金」に関する議論は、大きく二つに分けることができます。

- ・ 公務員全体の「賃金」は適正か？
- ・ 自分が住む地方自治体の公務員（私の場合佐倉市の職員）の「賃金」は適正か？

この二つの議論は、当然結びついています。しかし、議論の前提が「公務員一般」なのか、「佐倉市の公務員」なのかによって、議論の出発点も導き出すべき結論もまったく違ったものになります。

仮に、公務員一般の話ならば、比較すべき給与水準は民間のそれであり、比較対象の範囲は、現状の人事院が設定しているものでよいのか、日本の会社構成比率にあわせ中小企業まで考慮したものにすべきなのか、などが大きな枠組みの一つになります。

一方、佐倉市などの地方自治体の場合、詳細は後述しますが、当該自治体の財政状況や周辺自治体との給与水準の格差、人口要件などの地域特性、などがベースになります。

たとえば、佐倉市職員の給与を「公務員の給与水準は高いから下げるべきだ」という「公務員全体の給与水準」の理屈で減額した場合、周辺自治体との賃金格差が生じ、佐倉市職員のやる気が削がれ、成り手がなくなります。「安いから増やすべき」という前提では状況は逆になりますが、その場合佐倉市の財政を圧迫することとあわせ、地域間の公務員給与の値上げ競争が生じ、地域の基礎自治体全体の財政事情を悪化させることにつながります。

これは、前提の綱の目が「粗すぎる」ために、「佐倉市の将来」というもっとも大切な展望を損ないかねない方向の議論になっている典型例です。

様々な立場の方々と話をしていると、どうしてもこういった「大きな視座」から市職員の給与についての話になる場合が多い。公務員給与に関しては関心の高い方が多いため、いったんそちらに話が流れると場の熱量が上がってしまい、引き戻すのに大きなエネルギーを使うことになります。

公務員全体の賃金が高いのか？という議論は、一国民として大いに関心のあるテーマですし、議論を深めるべきと考えます。

他方、市の方向性に最も影響のある「地方公務員制度案件」の中でも、とりわけ精緻な検討を尽くさねばならない「給与水準」の議論は、「佐倉市の」という枠組みを基に意見表明することが、決定権を持つ市議会議員の務めであると考えます。

そこで今回は、市議会議員という立場の私が考える「地方公務員の賃金」について、的を絞り、佐倉市の現況をベースに意見を表明します。

#### ◆地方公務員の賃金に関する議論で整理すべきこと

12月議会でも説明しましたが、改めて「地方公務員給与」の決まり方について説明します。

佐倉市にかかわらず、地方公務員の給与は、地方公務員法に基づき、民間企業従業員の給与との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時適当な措置を講じなければならない、とされています。その「適切な措置」の大前提となるのが、千葉県の人事院から毎年発表される「人事院勧告」です。

人事院勧告は、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っており、佐倉市でも常に当該人事院勧告に従い、毎年給与の改定をしています。

例えば平成 21 年から 23 年までの 3 年間、佐倉市職員の給与は削減し続けましたが、これも人事院勧告に従った結果です。

以上のとおり、社会一般の情勢に適応するように、給与設定を随時改定する必要から設定された人事院勧告を度外視した政治主導の給与の査定は、しっかりした計画なり方針があってなされるべきであり、厳に慎重を極める行為であることが大前提になります。

以上を踏まえたうえで、地方公務員の賃金に関して議論するとき前提として考えるべきことは

1. 当該地方公共団体の財政状況
2. 当該地方公共団体における人口と職員数の比率
3. 当該地方公共団体における面積、住民の平均年齢等の地域特性
4. 他自治体との職員の給与水準の格差

などがあります。例えば、「財政状況」を事由にした賃金引下げ事例としては、ふるさと納税で有名になった泉佐野市が平成 20 年度決算で財政破綻一步手前の財政健全化団体に転落した際、様々な業務効率化とあわせ、一般職の給与削減を実施したこと、などがあげられます。

佐倉市も、財政の硬直化率を表す経常収支比率が 90% を超え、当該数値が年々伸張している背景を考える限り、こういう議論が必要になる可能性は十分あります。他方、そのような議論は「しっかりした分析」の元に、出口戦略もセットに検討しなければなりません。その意味で、後述しますが、藤崎議員が言う「佐倉市職員の賃金が高い」と主張する前提の数字が適切ではないこととあわせ、根拠が薄弱なまま印象操作とも思える主張を展開する行為は、政治家のふるまいとして大きな問題と考えます。

次に、人口と職員数の比率や、地域特性を議論の前提としたのは、職員一人あたりの業務量に差が出ることとあわせ、職員の給与差を生み出す「残業時間」の目安になるからです。簡単に言えば、職員一人がより多くの市民をサービスする状況であるならば、業務効率を上げるためにやる気のある優秀な人材が必要ですし、口数も増えます。さらに、市民の方々の高齢者率が高かったり、体の不自由な方が多かったですれば、より多くのサービスを提供する必要がありますため、その要件はさらに先鋭化します。

また、「他自治体との給与水準の格差」は、しっかり目を配る必要があります。ただし、このとき注意しなければいけないのは、分析のベースとなる数字はあくまで「給与水準」であって、「平均給与」ではない、というポイントです。

民間にせよ公機関にせよ、「あそこは給料が高い」という表現は、その会社の「給与水準が（他社と比較して）高く設定されている」というときに使われます。

例えば「あの会社は、係長なのに1,000万円を超えるんだってさ」みたいなときは、係長職という軸の賃金が、他の会社より高く設定されている、という「給与水準」の比較においてなされます。

あなたが新卒採用者であると仮定して、複数の会社からオファーを受けた時、賃金比較はあくまで「給与水準」であるはずで、「この会社の給与は、すべての役職において他社よりずっと低いけれど、部長以上の高齢社員が多いから全社員の平均給与は高い」というような場合、「平均給与が高い」という点を賃金の好材料と判断する人はいません。

藤崎議員は、この点における文脈で、市民を「大きくミスリードしている」と言えます。

#### ◆給料や給与の平均を比較するという誤謬

藤崎議員の主張のベースになっているのは、千葉県内の他市と佐倉市の「平均給料」や「平均給与」の比較です。ここでいうところの「給料」とは、職員に支払われる「基本的な賃金」であり、「給与」とは、それに残業代などの「各種手当」を足した総額を言います。

ここで、かつてブログに書いた思考実験を要約します。

まったく同じ賃金体系を持つA市とB市があって、職員数もまったく同じだったと仮定します。このケースで、A市との比較において、B市の職員の年齢が高く、高職級職員の比率が高い場合、両市の賃金体系はまったく同じなのにも関わらず、B市職員の「平均給与」は、

A市のそれと比較すると「非常に高い」という数値が出ます。

また、B市の人口がA市より多かったり、市民の高齢者比率が高かったりした場合、B市職員の残業時間はA市のそれより多くなるので、「平均給与」はさらに高いものになります。

具体的な計算については、かつて私のブログで紹介したので興味がある方は「高橋とみお給与改定」で、インターネットで検索してみてください。

上記からわかるのは、平均給料や平均給与の市別の比較は、市職員の年齢や職級、学歴がまちまちであり、その市が抱える人口要件などの特性に違いがある以上、「給与水準」の格差を確認する方法としては不適格だということです。

藤崎議員のチラシでは「市職員の平均給料を、市職員の平均年齢で割り返した数字は「県内1位」という趣旨の表現をしていますが、その計算は「平均給料」をベースにしているため「水準の格差」を求めるには出発点が間違っている。そもそも、民間企業の比較でもそのような数式を使っている事例を見たことがありませんが、この計算では、単に「平均給料を平均年齢で割った数」という以外、数理論的には「何も意味しない」数字を算出していることとなります。

#### ◆「給料水準の格差」をみるために使える公的計算結果

自治体ごとの「給料水準の格差」を見るために目安として使うことができる数値に、ラスパイレス指数があります。これまでの文章では「給与水準」としておりましたが、ラスパイレス指数は「各種手当」を含まない「給料水準」を見る数値であるため、あえて書き換えております。

当該指数の本来の用途は、国家公務員と地方公務員の給料を比較するときに使うものですが、給料水準について、地方自治体間を横申しで比較計算している、私を知る限り唯一の公的数値です。

前提がそうである以上、この数値が高ければ「●●市職員の給料って、高いらしいぜ」みたいなことが言える、とも言えそうですが、必ずしもそうでもないポイントもあります。

例えば、「高卒で若くても、優秀な職員は昇進させよう」など、年功序列によらない「攻めの人事」を推進している自治体は、この数値が上がります。よって、ラスパイレス指数を低く設定したいなら、年功序列式人事を温存させたほうがよい、ということになる。

さらに、例えば職員数が少なく、大卒職員が少ないような市町村は、相対的にラスパイレス指数が上がる傾向があります。ラスパイレス指数の基礎数値が、職員の経験年数と学歴とその賃金であるため、例えば高卒で部長になる職員がいた場合数値を押し上げることになりませんが、その地方自治体の職員数（つまり分母）が少ないと、そういう事例が与える数値インパクトが高まるわけです。この因果関係は、例えば公務員の成り手が少ない地方の小さな自治体が、経験豊富な民間人を職員登用するという思い切った施策を展開している場合にもいえます。「経験豊富な民間人」ならば、採用初年度で課長級の登用、などもあり得るわけで、さらにその方の年齢が若ければ、ラスパイレス指数に与えるインパクトは非常に大きいものになります。

そういった落とし穴を勘案しつつ平成 30 年度の千葉県でのラスパイレス指数を見てみると、上位 3 位は、芝山町、木更津市、富津市です。しっかり調べたわけではないですが、例えば船橋市や浦安市や千葉市と比べて、それら上位の市が一概に「給料水準が高い」とは、ちょっと考えられないところです。

その意味で、「ラスパイレス指数原理主義」に陥ることがないように、しっかり「その他評価軸」に目を配る必要があります。

さて、このラスパイレス指数における千葉県内の順位でいえば、佐倉市は第 9 位です。ここまで読んでいただければわかるとおり、この数値についても、そのまま「当該市の給料水準」の順位を表しているとは言えません。一つの目安として、いったん「そんなものか」と認識していただければ十分かと思います。

つまるところ、仮に他市との比較において「佐倉市の給与水準」が高いことを証明しようとするならば、ターゲットとなる他市の職員人件費の賃金体系表と佐倉市のそれを照合して分析する以外、今の私の知識では方法が思いつきません。そのような分析をしたうえで、例えば「佐倉市は他の類似団体と比較すると、大卒 45 歳以上の課長以上の基本給が相対的に高いから、その点を引き下げるべきだ」などというような提案であれば議論にはなりませんが、藤崎議員の言う「平均給料」を出発点とした指摘では、議論が噛み合わないものになって当然といえるでしょう。

公務員の、いわゆる「特権」とされる制度的背景に不満を持つ市民は多くいます。そのため「職員人件費を減らせ」というと、確かに受けはいい。いかにも、「市民のために行政と戦っている」ように映る。しかし、議決権を持つ議員は結果責任を負います。その意味で、

少なくとも意見表明の際に用いる基礎数値は、細心の注意を払う必要があります。

なお私が調査した限り、佐倉市職員の給与水準について、「他市との比較において高い」とする有意な結果はありませんでした。その意味で、この評価軸を基にした分析では、現状「佐倉市職員の給与を下げるべき」という意見に同意することはできません。引き続き、調査を続けてまいりたいと思います。

以上で、私が佐倉市職員の給与水準を検討する際考慮すべき4つの評価軸うち、「4.他自治体との職員の給与水準の格差」に関する見解は表明しました。

それでは、残りの3つの軸をベースに検討してみましょう。

#### ◆財政状況

佐倉市の財政状況を、千葉県が公表している最新のデータを基に記します。以下は、平成29年度決算等に基づく4つの主要財政指標の結果であり、高順位であればおおむね「優良」と考えることができます。

- ・ 経常収支比率 54位
- ・ 財政調整基金等残高比率 30位
- ・ 実質公債費比率 10位
- ・ 将来負担比率 2位

どうでしょうか？おそらく、「あまりよくないな」と思われたのではないのでしょうか。「将来負担比率」こそ2位と高順位ですが、経常収支比率は平成29年では県内最下位です。なお、この平成29年度の経常収支比率は、過去の会計が間違っていたために、当該年度一括で差分を支払った、というあまりほめられない前提があったために県内最下位（54位）に落ちたわけですが、仮にそのような前提がなかったとしても、おそらく30位程度であったと思われます。

それでは、それらの数値を上げるよう努力すればよいか？一義的にはそのとおりです。

冒頭私が「議論のあるところ」と言ったのは、このような財政状況を前提とした場合、例えば上記の数値が目標値まで改善するまで、議員も含む市職員の「賃金体系」全体に、一定のマイナスのシーリング設定をするという手法もある、と考えたからです。

一方で、市役所の仕事のほぼすべてが「市民へのサービス提供」で成り立っている以上、

財政健全化の目標値設定は「市民サービス」の削減や低下を招くことにつながります。

その意味で、この手法は想像以上の「劇薬」となります。分かりやすく言えば、穴だらけの道路を放置したり、ゴミの廃棄が有料化されたり、公共施設の設備が古いまま放置されたり、というようは副作用を、ある程度覚悟する必要があるということです。

他方、今後の施策によっては、住民サービスアップによる住民増や特殊出生率の向上、企業誘致の成功や観光産業の高揚など、前向きな施策が功を奏して税収アップにつながり、結果財政状況が改善されることも、原理的にはあり得ます。

その意味で、この4月から動き出す「第5次総合計画」に書かれた前向きな目標の達成率が鍵を握ります。西田市長が就任して1年が経過しました。まずは、新市長が打ち立てた総合計画が動き出す本年4月から1年は、「劇薬」を提案するには時期尚早と考えます。

ただし、財政状況だけをベースに考えたときには、議員を含む職員の賃金の見直しも「十分ありうる」という点だけは、ここに言及しておきます。

もう一つ言えば、議員の定数削減は、財政の健全化に大いに役立つ施策の一つです。

#### ◆人口と職員数の比率

平成30年度における佐倉市の「職員あたり人口」は、総職員ベースで県内2位、一般行政職職員ベースで県内11位です。この数字の意味するところは、佐倉市職員一人あたりがサービスを提供する人口が、総職員ベースでは県内で2番目に多い、ということです。普通に考えれば、この状況は職員にとっては大変な負担となっていることと思います。

また、千葉県が公表している最新数値である、平成27年から30年までの職員の増加率でいえば、総職員ベースで23位(1.1%)、一般行政職ベースでは31位(0.8%)。

ちなみに、県内の市における職員増加率の平均値が、総職員ベースで5.9%、一般行政職ベースでは2.3%です。

この数値の意味するところは、端的に言えば佐倉市では「職員の増加を抑えている」ということです。

今後、人工知能やRPAをはじめとする、いわゆるICT化が伸張する中、事務仕事は劇的に効率化します。事実、すでに多数の自治体で「事務のRPA化」が推し進められており、その流れはもはや止まることはありません。



上記のような技術革新がある一方、少子高齢化が進捗し、税収減が見込まれる当面は、もっとも税金がかかる「公務員の採用」のうち、とりわけ一般行政職員の採用を抑える人事戦略には賛成します。

私が考えるのは、劇的に変容し続ける現代社会にあって、「一般行政職員の採用増」といった贅沢はできない、ということです。

一方で、仮に職員の賃金を減らした場合、採用できる職員の「質」すら担保できなくなる。私は、特別なことがない限り今後も佐倉市に住み続けたいと思っています。市民の立場で言うと、納得できる綿密な分析もなく給与水準を政治主導で落とすことで、やる気も実力もなくなってしまった市職員に、今後の佐倉市を任せたいとは思いません。

#### ◆面積や市民の平均年齢などの評価軸

このような条件設定は、市町村を比較する際は「無限にある」と言ってよいと思います。例えば、市役所が多くの時間と労力を要するポイントとしては、人口に占める低所得者率であったり、公的な施設の量であったりその老朽化率であったり。イレギュラーで対応が困難な事情があればあるほど、専門性はあがるし手間もかかります。

そのような市町村別の特徴が、仮に他市と比較して「大いに不利」だった場合、「極力効率的に最小限の人数で対応する」のか、「とにかく人数をかけて対応する」のか、という選択を迫られることになります。それ以外には、「大変だから対応をあきらめる」という選択肢もあるにはありますし、現実問題として財政破綻が危惧される自治体であれば、そのような判断も現実のものとなります。実務レベルでいえば、小さな局面でこのような「あきらめ」は無数に積み上げられていて、その結果が自治体間のサービスの差を生み出しているのは偽らざる真実です。

今回は、紙面の都合上、その中でも一般的な「面積」と「市民の平均年齢」及び「65歳以上人口比率」に関する、佐倉市の現況を概観します。

佐倉市の面積は103.69km<sup>2</sup>で、千葉県54市町村中17位です。

面積が広ければ、一般的には道路、公共施設、居住地、崖地などの防災警戒区域なども増え、行政サービスが行き届きにくくなる傾向があります。そのため、あくまで一般論でいえば、例えば同じ人口を抱える市であっても、面積が広ければそれだけ予算が必要になる場合が多い。その中にあって佐倉市は、千葉県内で17位と「やや上位」に位置する面積を

持つ市です。また、面積に付随して一点だけ補足するならば、佐倉市は北側の一片が印旛沼によって占められている、という特殊性があります。西田市長は、この印旛沼を観光の起爆剤として利用しようとしています、その計画を練り上げていくのも基本的には市職員の仕事です。

次に年齢要件について。

平成30年度の佐倉市の平均年齢は48.2歳で、千葉県54市町村中26位です。

同年の佐倉市の「65歳以上人口比率」は30.4%で、同25位です。

平均年齢も高齢者比率も、県内では「ほぼ中位」という結果です。

この要素のみの視点で言えば、例えば、30%を超えるいわゆる「高齢者」の市民に対して、どれだけ的人数で、どれだけ質の高いサービスを提供しているか、という点が行政の腕の見せ所であり、「設定された給料水準に見合う仕事をしているか」のモノサシにもなるわけです。また、例えば若い世代の市民に住みよい環境を作って特殊出生率を上げたり、生産年齢人口を引き上げたりする政策を設計するのも、やはり市職員の仕事となります。

少々横道にそれますが、仮に佐倉市の職員が優秀で、人数も十分だったとしても、政治家の事業に対する優先順位の付け方が自分の考えと違っている場合、自分が「推進すべき」と考える事業がまったく進まない、ということも考えられます。極端な例でいえば、産業活性化一辺倒の政策を進める市長や議員で構成される市で福祉が滞ったり、その逆であったり。さらに、上記で示したような「特徴ある市」にするための政策についても、地方議会議員は地域特性にあわせた提案をしていくことが求められます。

その意味で市民としては、政治家はとて慎重に選ぶべきですが、通り一遍のことしか言わない政治家をどう選んでよいかわからない、という声を聞くと「確かに」とうなずかざるを得ないところもあります。自戒も含めて、政治家は自分が目指す佐倉市の将来像を定め、それに沿った賛否行動をとり、結果を公表し続けるという振る舞いを続けることが重要だと思っています。

## ◆結論

以上、様々な角度から佐倉市の職員人件費について検討してきました。

私の結論は、冒頭で書いたとおり、佐倉市の職員に関する給与水準は、現状では「議論の余地はあるものの適正」と考えます。

ただし、今後の佐倉市の財政状況の推移や、総合計画などで示された目標の達成率、業務状況などから、給与体系の見直しが必要になる局面があるかもしれません。

その場合であっても、前提となる数値や背景をしっかり提示し、冷静な議論を基に検討することが、私たち市議会議員の務めであると考えます。

なお、一言申し述べておくと、藤崎議員は大変お世話になっている先輩議員の一人です。新任で右も左もわからない無党派議員の私に、ご親切にいろいろ教えてくださいました。また、私が議員になる前のビジネスパーソンだったころに、佐倉市議会で検討されている議案の内容を知るのは、たいてい京成佐倉駅で藤崎議員自らが手配りされていたチラシからでした。

もちろん、定期的に佐倉市議会が発行している「議会だより」も新聞に折り込まれておりましたが、あまりに要約されていたり、書かれている内容に制約があったりするために、何が重要な議案で、どんな議論がなされているのかさっぱりわかりませんでした。

当時、藤崎議員のチラシに書かれている内容は、賛同できるものもあればそうでないものもあった。しかし、藤崎議員の姿勢から学んだのは、議員が情報発信することの大切さでした。

今回私が書いた藤崎議員への反論は、市民の皆さまからすると人気のない内容でしょう。しかし、だからこそ自分がなぜそう考えるのか、という理由をしっかりと表明する必要があると考えました。

議員という立場になってみて、一番やってはいけないことの一つに、理由を示すことなく数の力で議案を通すことだと学びました。確かに、極力議論を最小限にして、議会における力の理論だけで議案を通し、その理由を市民に対して提示しないでいることは、ある意味では合理的な手法です。しかし、それでは「市民への報告義務」を果たしている態度とはいえません。また、それを続けてしまうと、市民の皆さまの「議会不信」を永続させ、結果として「地方議会不要論」という意見が一定の説得力を帯びてしまう。

以上の考えから、あくまで議員の義務の一環として、藤崎議員の主張に対する反論を展開してみました。

皆さまはどうお考えでしょうか。

## おわりに

私が約1年間の議員活動を通じて、特に印象に残った議案や議論の一部を紹介しました。

ここで書いたこと以外にも、本当にたくさんの「思うところ」があります。極力文章にして、私の公式サイトや言論サイトに投稿する形で公開していますが、「とても追いつかない」というのが、率直な感想です。

また、インターネットサイトで公開しても、それらの記事を読まない、あるいは読めない方も多くおられることから、今回は冊子としてまとめてみました。

本当は、私の今年度の「一般質問」をすべて紹介したかったのですが、これも紙面の都合上以下3つの事例のみ紹介させていただきます。

一般質問とは、議員が行政に対して、質疑応答形式で対峙する場です。そこでは、議員個人が思い描く佐倉市の将来ビジョンをもとに、提案を実現したり、事業の優先順位等に関する指摘をしたりするために、一問一答の議論を積み上げます。

結果、行政が「それもそうだね」となれば、事業や予算執行という形で実現しますし、「それはちょっとね」となれば、実現しません。ただし、仮に実現しなかったとしても、議員が指摘したことによって「そっちの方向に動きだす」ことも多くあるため、志ある議員ならばこの機会を使わない手はありません。

### ◆避難所強靱化策：備えの拡充

昨年6月、私が議会の一般質問にて提案した佐倉市の避難所の備えの中で「事実上飲料水がない避難所における飲料水の確保」や「避難所に太陽光発電による夜間照明とあわせ、スマートフォンなどの充電が可能な器材の導入」は、令和2年度の予算に組み込まれ、3月の予算特別委員会で審議されています。おそらく、この冊子が皆さまのお手元に届くころには、無事予算が可決されていることでしょう。実際、上記のような提案をした議員は過去にいないため、実現すれば「災害に強い佐倉市」を目指す私の公約達成に、一歩前進できたということが出来ます。行政が一番に守るべきものは市民の命です。この提案が、結果的にたくさんの市民の命を守ることに繋がれば嬉しく思います。

### ◆佐倉市の強みを活かした提案：「金メダルジョギングロードを走ろう！」

昨年12月の一般質問にて、女子マラソンにおいてたくさんのオリンピックを育てた小出義雄監督の顕彰のため名称変更された「小出義雄記念陸上競技場」を、より意義深いものにするため提案した「金メダルジョギングロードを走ろう！」とするイベントについては、私の提案の後東京マラソン財団が佐倉市に掛け合い、私が提案した趣旨のイベントを計画してくださっています。やはり、この冊子が配布されるころには、今年実施されるかどうかの結論がでていいることと思います。もし、このイベントが毎年行われるようになれば、主催者は東京マラソン財団ですから、佐倉市の自然あふれる環境が日本のランナーの聖地となることだってあり得る「宝物」のような催しになるでしょう。あわせて、金メダルジョギングロードの目印となっている看板、サイン類が老朽化しているため、このイベントにあわせて新調してもらうように要望した件も、適宜すすめられています。

### ◆災害強靱化策：青少年体育館の耐震構造

本年2月の一般質問では、現在主に剣道場として小学生を中心に利用されている「佐倉青少年体育館」の耐震構造の脆弱性の可能性を指摘しました。市は早急に耐震構造の確認とあわせ、適宜耐震強化をすることになるものと思われます。

それらは一見つながりのない提案のように見えますが、実は私が佐倉市の強みとして提唱している「東京から近距離であるにもかかわらず、自然あふれる環境がある」とする佐倉市の「境目という立地の強み」を生かした提案であったり、選挙公約である「災害に強いまちづくり」を実現すべく提案した内容であったりと、選挙時にお約束した「根っここの部分」を反映させる事業となっています。

自分が実施した「一般質問」については、インターネットではすべて公開しておりますが、紙としても近いうちにまとめさせていただきます。

### ◆達成できていないこと

とはいえ、1年でまだまだ「なしえていないこと」は多くあります。

例えば、私が提唱した「議員定数削減」。

ざっくり言えば、現在28名いる佐倉市の市議会議員を20名に減らして、8名分の歳費約6,800万円を、例えば子どものインフルエンザ予防接種などに使おうとする政策です。

交通インフラ、情報インフラがしっかり整備された現在、市民の声を市政に反映する装置としての市議会議員は、かつてのように大勢は要りません。事実、佐倉市と人口規模がほとんど変わらない浦安市が議員定数 21 名。佐倉市より 8 名少ない議員数で議会を運営しています。浦安市の予算規模は、佐倉市の 1.6 倍です。議員になって改めて、議会は 20 名で十分な人数であると確信しました。実際、浦安市の市議会議員にも個別に面会し、そのあたりのヒアリングも実施し、その思いを強くしたところです。

この公約の実現については、率直に言って非常に険しい道のりです。  
しかし、佐倉市議会議員の方のうち一名は、私の主張に完全に同意してくださいました。

私が市民であったとき、私の主張は佐倉市民 17 万 6 千人分の 1 の主張でした。

私が議員になったとき、その数字は決裁者である議員の中で、28 分の 1 に変わりました。

そして今、28 分の 2、つまり 14 分の 1 になったのです。

この数字が 28 分の 15 になり過半数を超え、佐倉市議会で議決された瞬間、佐倉市の議員定数は 20 に減ります。正確に言うと、「次の選挙から定数 20 となる」ということになりませんが、とにかくそれ以降、佐倉市では毎年 6,800 万円の恒久的な政策財源が生まれるのです。

為せば成る、です。

しかし、これからは市民の皆さまの力が必要になります。

今年度は、議員定数削減とあわせ、私の公約中道半ばである政策について、前に進めたいと思っています。

#### ◆そんなわけで、議会報告会を実施します

さて、これまで本冊子でお話ししてきた件を含め、令和元年度の議会に関する議会報告会を実施いたします。

ここまで読んでいただいて、「ちょっと面白そうだな」と思われたら、ぜひお気軽にお越しください。

詳細は、となりのページをご確認ください。

ご精読いただき、ありがとうございました。

# 冊子の配布について

本冊子は、予算的な都合により佐倉市全戸配布はできませんでした。

駅前、議会報告会などでも配布予定ですが、若干残部数がございます。

もし、配布をお手伝いいただける等の場合は、以下の連絡先にご連絡ください。

お伝えいただきたい情報は、①ご住所・ご氏名・お電話番号、②必要部数、③おおまかな配布先情報（●●地区、友人やご家族、等）。なお、数に限りがございますので、大変恐縮ですが、無くなり次第終了とさせていただきます。

✉ sakura.rekishi@gmail.com

tel 090-6492-6359

## 議会報告会の開催について

以下の日程で、議会報告会を開催します。

どなたでも大歓迎です。お気軽にお越しください！

2020年

4月25日（土）

臼井公民館 2階会議室

佐倉市民音楽ホール内

午前10時00分～12時00分まで

〒285-0837 佐倉市王子台1丁目16

※ご入場は無料です。事前申し込みは必要ありません。当日会場でご氏名登録いただきます。

※これまでの経験を踏まえ、席数は十分なご用意がございしますが、ご来場者数をご用意席数を超えた場合、お立ちいただくことがございます。

※新型コロナウイルスの影響により、中止となる場合がございます。その場合、下記公式サイトにて中止のお知らせをいたしますので、適宜ご確認くださいませようお願いいたします。

<http://sakura-tomio.com/>

### 佐倉市議会議員 高橋 とみお

佐倉市生まれ、佐倉市育ち。國學院大學法学部卒。リクルート「じゃらん事業部」にて広告業務に携わり、後に経済産業省の外郭団体である独立行政法人情報処理推進機構（IPA）で広報を担当。2018年9月末、退職。出版を主業種とする任意団体「櫻通信舎」代表。著書に「地方議会議員の選び方」などがある。

言論サイト「アゴラ言論プラットフォーム」執筆陣の一人。



# 令和元年度 佐倉市議会 議会報告書

高橋 とみお

## ●公式サイト



<http://sakura-tomio.com/>

## ●Twitter



<https://twitter.com/kccfy81tnli5stf>

## ●アゴラ言論プラットフォーム 高橋とみお記事一覧



<http://agora-web.jp/archives/author/tomiotakahashi>